

感染対策ネットワークセミナー

2012.10.18 14:45～16:05

5階 「芙蓉の間」

新型インフルエンザ等の出現時の具体的な対応

青森県における社会対応のシナリオ

防衛医科大学校 防衛医学研究センター
感染症疫学対策研究官 教授 加來浩器

本ワークショップの目的

- 新型インフルエンザ等の発生について、シナリオに基づいて各種対応のイメージ化を図る
- 青森県での“ベスト・プラクティス”の考案の資とする。

各グループ内で、自分が思った通りのことを意見してください！

- 20 × ×年9月下旬、日本と経済的文化的な交流が盛んな東アジアのC国のある地域において、病原性・感染性が不明な感染症が発生していると感染症専門家のメーリングが世界中に発信された。
- どうやら、複数の患者が高熱と呼吸不全に陥り、数名が死亡しているとのことである。
- その後、CNNなどのニュースメディアが同様な患者が、地理的な広がりを見せていると報じた。隣国のV国やS国でも患者がいるようである。
- これらの事態に対して、WHOの同西太平洋地域事務局(WPRO:マニラ)は、C国に対して国際保健規則(IHR)に基づいた報告を行うように要請した。



CNNの速報

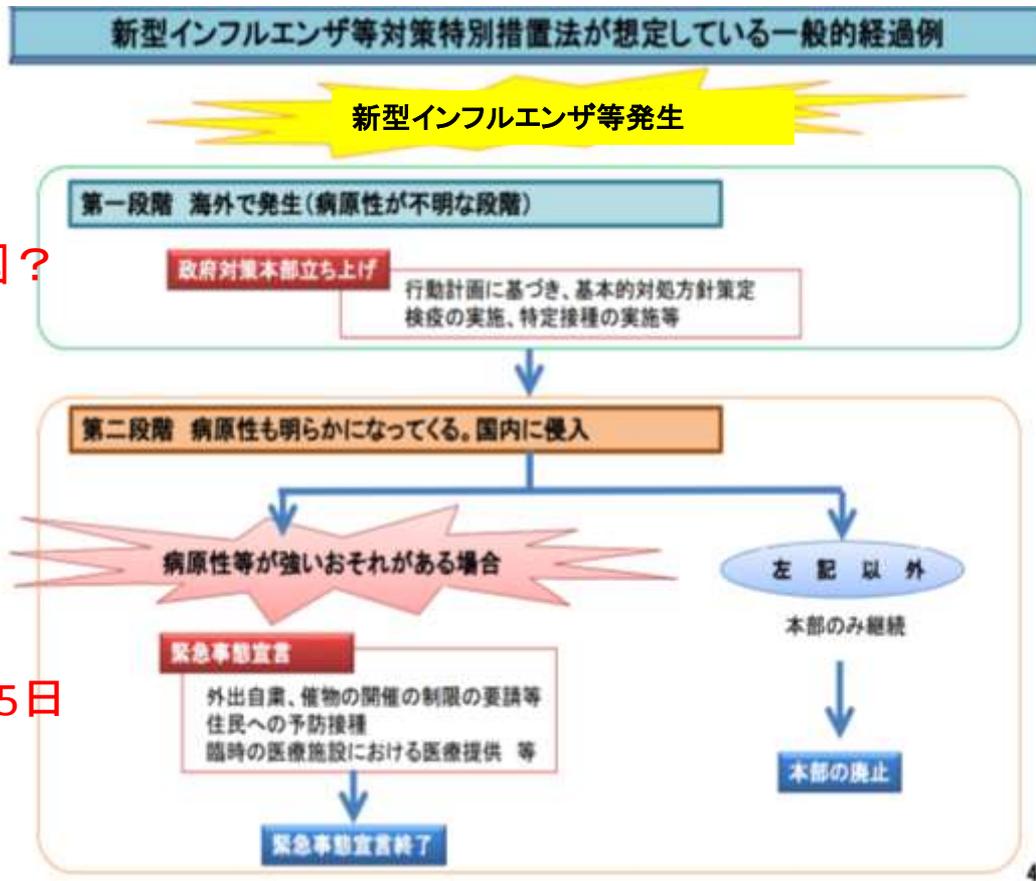
- WHO本部(ジュネーブ)は、C国と疫学的関連性がある患者発生が複数国にまたがって発生していること、相当数の死亡者を確認したことから、2003年のSARSの時以来の”**渡航勧告 Travel Advisory**“を発し、C国への不要不急な旅行を控えるよう勧告した。
- 10月2日22:00、厚生労働省 国際健康危機管理調整官は、この内容を電話とファックスによって通報を受けた。同日22:30、内閣府に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)による**政府対策本部**が立ちあがると同時に、国内メディアが一斉に報道した。
- 国外においては、すべての患者が一律に受診しているわけではないために、報告された患者数は**氷山の一角**である。また、一般に、病院を受診した患者群を対象として検討した場合、病原性や感染力に関する情報は**過大に報道**される傾向にある。



政府対策本部

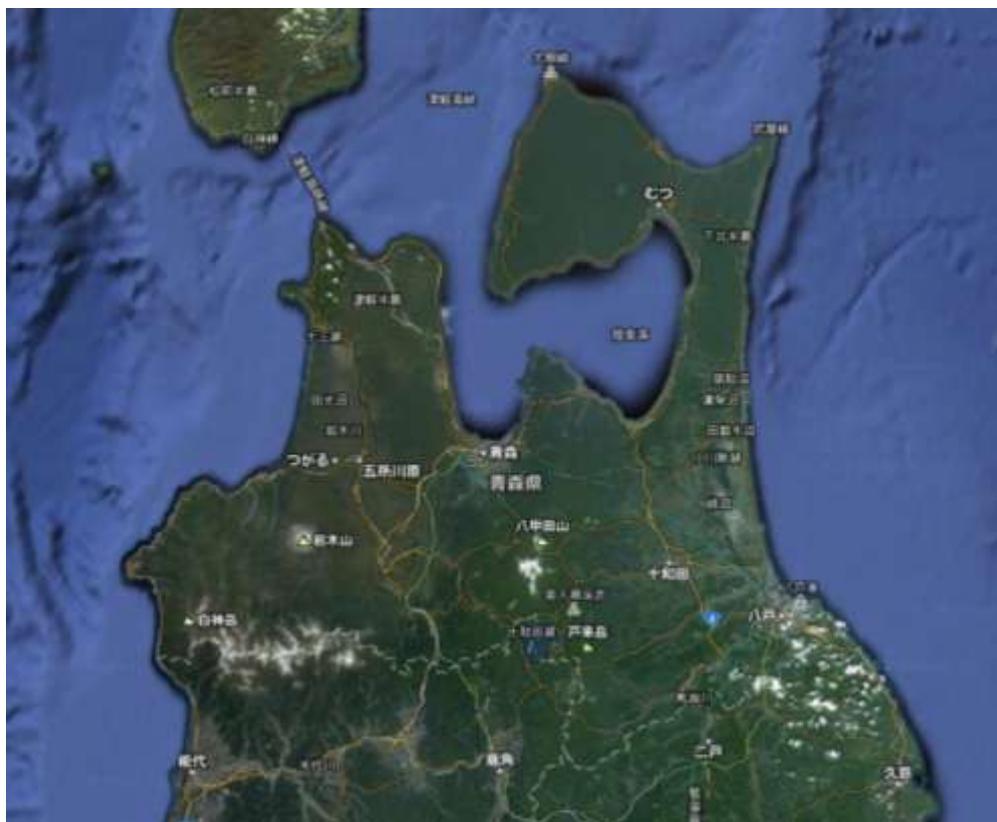
- 日本国政府としては、いち早く患者の臨床像（潜伏期、症状、病原性、感染力）などを検討して、有効な治療法、感染予防策を案出する必要がある。
- そこで入国の段階で疑わしい症状を呈している者を感染症指定医療機関に入院させ、旅行の同行者等を濃厚接触者として近隣のホテル等に停留させる検疫業務を強化することにした。
- 2009年5月のインフルエンザA H1N1 /pandemicの教訓から、感染者すべてを入国時の検疫業務により防ぐことは理論上困難である。せめて入国時に発症している人は、早期の治療及び臨床情報収集のために入院とするが、健康で入国した人は早期受診を促すためにイエローカードを配布して、地方自治体と連携することになった。
- 10月3日にN空港検疫所で検知されたC国からの発症者や、すでにK県に入国していた発症者などの臨床経過から、病原性や感染性が明らかになり、10月5日に内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発せられることになった。

- 青森県では、国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて、青森県新型インフルエンザ等対策本部を設置し、まん延防止に関する措置や医療等の提供体制の確保に関する措置等について具体的な対応を行うことになった。



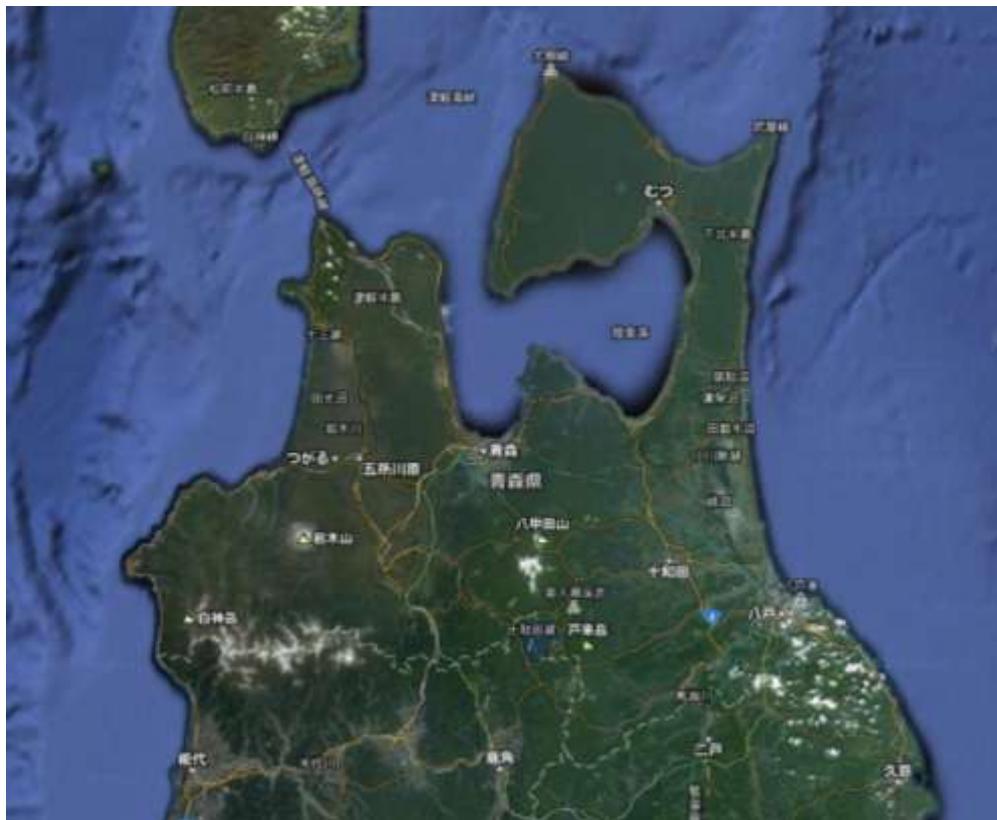
社会対応シナリオ1

- 青森県知事は、まだ県内で発生が確認されていないが、全県民に対して近いうちに**不要不急な外出を控えるよう要請**する旨であることを発表した。(法第45条)
- この段階で、**一般県民のとるべき行動**としてどのようなものが想定されますか？



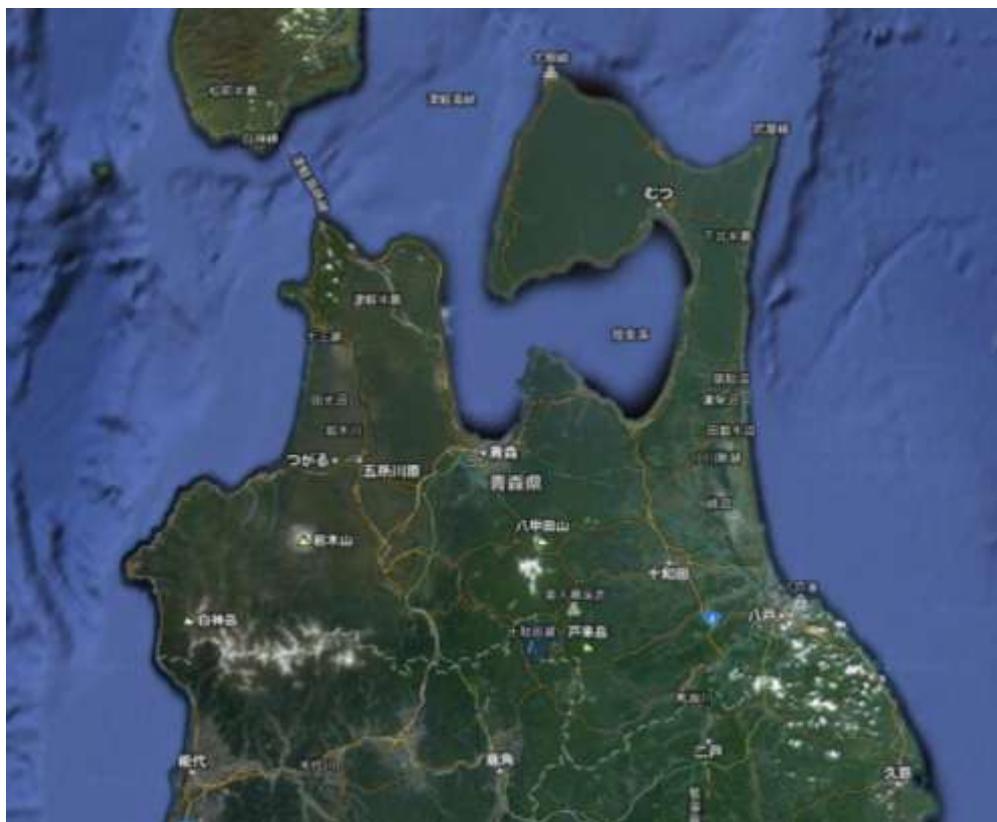
社会対応シナリオ2

- 青森県知事は、学校、社会福祉施設等の使用について、**期間と区域**を設けてその使用を制限するよう要請する予定である。(法第45条)
- その際に、交通、物流、医療、各種行政サービス等を考慮した地区の**ブロック化**が必要です。どのような地区**ブロック化**が適切か？



社会対応シナリオ3

- 一定期間の学校の使用制限等によって、多くの**子供が自宅に待機**する状況が発生している。(法第45条)
- どうしても自宅から離れて勤務しなければならない事業に従事する者が、留意すべきことを列挙してください。**家族レベル、町内会レベル、事業者レベル、県・行政レベル**で考察してください。



社会対応シナリオ4

- 青森県知事は、医薬品や食品等の特定物質の売り渡しをその所有者に要請できることになっている。(法第55条)
- 一般の県民が、特定物質を**購入する**にあたり、どのような工夫が必要ですか？ **食品及び衣料品**を例にして考えてください。

